

船橋市立医療センター等建替工事の一般競争入札の実施予定（事前公表）

船橋市立医療センター建替事業については、建設工事に係る予算を令和 6 年度予算案として提出し、予算案が可決されれば、令和 6 年度第一四半期に建設工事の公告を行う予定で事務を進めております。現段階では、スケジュール及び入札参加者に必要な資格等について、以下のように想定しております。また、入札参加者に必要な資格の審査については事前審査、落札者の選定方式については総合評価落札方式の実施を予定しております。

なお、今回公表した内容は、今後の検討により変更となる可能性があります。

目次

1. 工事名・工事の概要等	P2
2. 入札方式	P2
3. <u>単体企業及び JV の代表者に必要な資格、JV の結成等</u>	P3
4. <u>甲型 JV の構成員に必要な資格等</u>	P5
5. <u>乙型 JV の構成員に必要な資格等</u>	P6

1. 工事名・工事の概要等

工事名	船橋市立医療センター等建替工事				
工事場所	船橋市高根町372番ほか(船橋都市計画事業海老川上流地区土地区画整理事業区域内)				
スケジュール (予定)	令和6年5月:公告 令和6年9月:入札 令和6年9月:契約 令和6年10月~令和9年11月末:工事				
工事の概要		階数	構造等	建築面積	延べ面積
	(1)病院棟	地上7階、塔屋2階	S造一部 SRC造 免震構造	約13,000㎡	約53,000㎡
	(2)エネルギーセンター棟	地上3階、塔屋1階	RC造	約500㎡	約1,300㎡
	(3)医療ガス棟	地上1階	RC造	約60㎡	約60㎡
	(4)駐車場棟	地上6階、塔屋1階	S造(認定品)	約2,000㎡	約12,000㎡
	(5)救急ステーション	地上2階	S造	約500㎡	約800㎡
(6)その他	外構、敷地造成、地盤改良工事等				

2. 入札方式

混合入札に関すること	<p>本工事の入札は、単体企業、同業種の複数企業により構成された特定建設工事共同企業体(以下「甲型JV」という。)又は異業種の複数企業により構成された特定建設工事共同企業体(以下「乙型JV」という。)として入札に参加できる混合入札とする。</p> <p>ただし、相異なる入札参加者の間において、単体企業又は甲型JV若しくは乙型JVの構成員が重複することは認めない。</p> <p>重複して入札参加した場合、当該入札参加者の入札は無効とする。</p>
その他	代表者が同一の事業者にあつては、1つの事業者のみでの参加を認める。

3. 単体企業及びJVの代表者に必要な資格、JVの結成等【1】

参加形態	単体企業	甲型JV	乙型JV
地域要件	なし		
業種等	建築一式工事の特定建設業の許可		
当該業種の格付等	令和6・7年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿に記載されている当該業種の総合点数が1,500点以上。 ただし、本市が発注した当該業種工事を受注した者は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、当該工事が完成し引渡しが進んでいる場合、工事技術検査結果の評定点合計がすべての当該業種工事で65点未満でない者。		
施工実績	平成26年4月以降に工事が完成し、引渡しが進んだ部分の延べ面積が40,000㎡以上かつ一般病床数400床以上の規模で、免震構造(平成十二年十月十七日建設省告示第二千九号に規定するものに限る。以下同じ。)の国内の病院(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号の「一般病床」及び第1条の5第1項に規定する「病院」をいう。以下同じ。)の新築工事、改築工事又は増築工事(改築部分又は増築部分の延べ面積が40,000㎡以上かつ一般病床数400床以上の規模で免震構造のものに限る。)の建築一式工事の元請実績があること(JVの場合は代表構成員に限る。)		
配置する技術者	<p>(1)以下のいずれにも該当する者を専任配置すること。</p> <p>(ア)一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種における監理技術者資格者証を有する者(当該開札日現在で3ヵ月以上の恒常的雇用関係にある者)。</p> <p>(イ)平成21年4月以降に工事が完成し、引渡しが進んだ部分の延べ面積が20,000㎡以上かつ一般病床数250床以上の規模で、免震構造の国内の病院の新築工事、改築工事又は増築工事(改築部分又は増築部分の延べ面積が20,000㎡以上かつ一般病床数250床以上の規模で免震構造のものに限る。)の建築一式工事の履行実績(元請実績に限るものとし、JVの場合は代表構成員に限る。)を有する者。なお、履行実績とは、監理技術者として専任配置された、又は監理技術者の管理のもと、1年以上同一の工事現場で躯体関連工事を担当した実績があることを指す。</p>		
	<p>(2)電気設備工事、空調設備工事又は給排水衛生設備工事を自ら施工する場合、建設業法第26条の2第1項に規定する施工の技術上の管理をつかさどる者は、以下要件を有する者とする。以下(ア)の電気設備技術者、(イ)の空調設備技術者及び(ウ)の給排水衛生設備技術者の間での兼務は、不可とする。</p> <p>(ア)電気設備技術者:「5. 乙型JVの構成員に必要な資格等」に掲げる表のうち、電気設備工事を担当する構成員欄(2)(オ)の要件を有する者。</p> <p>(イ)空調設備技術者:上表のうち、空調設備工事を担当する構成員欄(2)(オ)の要件を有する者。</p> <p>(ウ)給排水衛生設備技術者:上表のうち、給排水衛生設備工事を担当する構成員欄(2)(オ)の要件を有する者。</p>		

3. 単体企業及びJVの代表者に必要な資格、JVの結成等【2】

参加形態	単体企業	甲型JV	乙型JV
配置する技術者	<p>(3)電気設備工事、空調設備工事又は給排水衛生設備工事を下請企業に請け負わせる場合であっても、下請企業の主任技術者とは別に、以下要件を有する技術者を配置すること。この場合において、以下(ア)の電気設備技術者、(イ)の空調設備技術者及び(ウ)の給排水衛生設備技術者の間での兼務は、可能とする。</p> <p>(ア)電気設備技術者:「5. 乙型JVの構成員に必要な資格等」に掲げる表のうち、電気設備工事を担当する構成員欄(2)(イ)(i)の要件を有する者。</p> <p>(イ)空調設備技術者:上表のうち、空調設備工事を担当する構成員欄(2)(イ)(i)の要件を有する者。</p> <p>(ウ)給排水衛生設備技術者:上表のうち、給排水衛生設備工事を担当する構成員欄(2)(イ)(i)の要件を有する者。</p>		
下請企業に請け負わせる場合の要件	<p>電気設備工事、空調設備工事又は給排水衛生設備工事の主たる部分を下請企業に請け負わせる場合、一次下請企業の要件は以下のとおりとする。ただし、入札時に特定することは求めない。</p> <p>(ア)電気設備工事:「5. 乙型JVの構成員に必要な資格等」に掲げる表のうち、電気設備工事を担当する構成員欄(2)の全ての要件を有する企業。</p> <p>(イ)空調設備工事:上表のうち、空調設備工事を担当する構成員欄(2)の全ての要件を有する企業。</p> <p>(ウ)給排水衛生設備工事:上表のうち、給排水衛生設備工事を担当する構成員欄(2)の全ての要件を有する企業。</p>		
JVを結成して入札に参加する場合		<p>(1)甲型JVの各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとする。</p> <p>(2)甲型JVの構成員数は、5以内とする。</p> <p>(3)甲型JVの代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。</p> <p>(4)甲型JVの代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。</p> <p>(5)構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該甲型JVの構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。</p> <p>(ア)2社 30%</p> <p>(イ)3社 20%</p> <p>(ウ)4社 15%</p> <p>(エ)5社 12%</p>	<p>(1)乙型JVの各構成員がそれぞれ分担して工事を施工する分担施工方式で施工するものとする。</p> <p>(2)乙型JVの構成員数は、建築・電気設備・空調設備・給排水衛生設備の4以内とする。</p> <p>(3)乙型JVにおいて、次に掲げることは可能とする。</p> <p>(ア)一の工事種目を甲型JVで対応すること。</p> <p>(イ)一の工事種目を担当する単体企業又は甲型JVが、他の工事種目の担当を兼ねること。</p>

4. 甲型 JV の構成員に必要な資格等

地域要件	なし
業種等	建築一式工事の特定建設業の許可
当該業種の格付等	A ランク(総合点数 850点以上) ただし、本市が発注した当該業種工事を受注した者は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、当該工事が完成し引渡しが済んでいる場合、工事技術検査結果の評定点合計がすべての当該業種工事で65点未満でない者。
施工実績	平成26年4月以降に工事が完成し引渡しが済んだ、国(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)」第1条に規定する法人を含む。)又は地方公共団体が発注した、建築一式工事の元請実績。
配置する技術者	一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種における監理技術者資格者証を有する者を専任配置(当該開札日現在で3ヵ月以上の恒常的雇用関係にある者)。

5. 乙型 JV の構成員に必要な資格等【1】

建築工事【業種：建築一式工事】を担当する構成員	電気設備工事【業種：電気工事】を担当する構成員	空調設備工事【業種：管工事】を担当する構成員	給排水衛生設備工事【業種：管工事】を担当する構成員
<p>(1)乙型 JV の代表者は、単体企業として、又は甲型 JV を結成して、建築工事を担当しなければならない。</p> <p>(2)甲型 JV を結成する場合、乙型 JV の代表者が、当該甲型 JV の代表者を兼ねることとする。</p>	<p>(1)各設備工事を担当する構成員は、単体企業又は甲型 JV とする。</p> <p>(2)単体企業又は甲型 JV の代表者に必要な資格等は、次に定めるところによる。</p> <p>(ア)地域要件 なし</p> <p>(イ)業種等 当該業種工事の特定建設業の許可</p> <p>(ウ)当該業種の格付等 令和6・7年度船橋市建設工事入札参加有資格者名簿に記載されている当該業種の総合点数が1,400点以上。ただし、本市が発注した当該業種工事を受注した者は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、当該工事が完成し引渡しが進んでいる場合、工事技術検査結果の評定点合計がすべての当該業種工事で65点未満でない者。</p> <p>(エ)施工実績 平成26年4月以降に工事が完成し、引渡しが済んだ部分の延べ面積が20,000㎡以上かつ一般病床数250床以上の規模の免震構造の国内の病院の新築工事、改築工事又は増築工事(改築部分又は増築部分の延べ面積が20,000㎡以上かつ一般病床数250床以上の規模で免震構造のものに限る。)の当該業種工事であつて、当該工事種目に該当するものの履行実績(以下の①から③までのいずれかに該当するものに限る。)</p> <p>①一括発注方式における下請実績(一次下請に限る。)</p> <p>②分離発注方式における元請実績(JV の場合は代表構成員に限る。)</p> <p>③分担施工方式における元請実績(JV の場合は代表構成員に限る。)</p> <p>(オ)配置する技術者 以下(i)に該当する者を専任配置すること。また、以下(ii)に該当する者を病院棟躯体工事着工前の躯体の施工図の検討段階から工事完了まで専任配置すること。なお、(i)と(ii)の技術者の兼務は可能とする。</p> <p>(i)当該業種における一級施工管理技士(電気設備工事：一級電気工事施工管理技士、空調設備工事・給排水衛生設備工事：一級管工事施工管理技士)の資格を有し、当該業種における監理技術者資格者証を有する者(当該開札日現在で3ヵ月以上の恒常的雇用関係にある者)。</p> <p>(ii)(i)の要件に加え、平成21年4月以降に工事が完成し、引渡しが済んだ部分の延べ面積が10,000㎡以上かつ一般病床数150床以上の規模で、国内の病院の新築工事、改築工事又は増築工事(改築部分又は増築部分の延べ面積が10,000㎡以上かつ一般病床数150床以上の規模のものに限る。)のうち、本工事で請負う工事種目と同様の工事種目を施工した履行実績を有する者。なお、履行実績とは、(I)①～③のいずれかの立場にて監理技術者若しくは主任技術者として専任配置され、又は監理技術者若しくは主任技術者の管理のもと、1年以上同一の工事現場で当該工事種目を担当した実績があることを指す。</p>		

5. 乙型 JV の構成員に必要な資格等【2】

建築工事【業種：建築一式工事】を担当する構成員	電気設備工事【業種：電気工事】を担当する構成員	空調設備工事【業種：管工事】を担当する構成員	給排水衛生設備工事【業種：管工事】を担当する構成員
<p>(3)甲型 JV を結成する場合の構成員は、5社以内とする。この場合において、構成員のうち最小の出資者の出資比率は、当該甲型 JV の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。</p> <p>(ア)2社 30%</p> <p>(イ)3社 20%</p> <p>(ウ)4社 15%</p> <p>(エ)5社 12%</p> <p>(4)甲型 JV の代表者は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。</p> <p>(5)甲型 JV の代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。</p> <p>(6)甲型 JV を結成する場合、代表者以外の構成員に必要な資格等は、次に定めるところによる。</p> <p>(ア)地域要件 なし</p> <p>(イ)業種等 当該業種工事の特定建設業の許可</p> <p>(ウ)当該業種の格付等 Aランク(総合点数 建築工事：850点以上、電気設備工事・空調設備工事・給排水衛生設備工事：800 点以上)。ただし、本市が発注した当該業種工事を受注した者は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、当該工事が完成し引渡しが済んでいる場合、工事技術検査結果の評定点合計がすべての当該業種工事で65点未満でない者。</p> <p>(エ)施工実績 平成26年4月以降に工事が完成し引渡しが済んだ、国(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)」第1条に規定する法人を含む。)又は地方公共団体が発注した、当該業種工事の元請実績があること。</p>			
<p>(オ)配置する技術者</p> <p>一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、当該業種における監理技術者資格者証を有する者を専任配置(当該開札日現在で3ヵ月以上の恒常的雇用関係にある者)。</p>	<p>(オ)配置する技術者</p> <p>当該業種における一級施工管理技士(電気設備工事：一級電気工事施工管理技士、空調設備工事・給排水衛生設備工事：一級管工事施工管理技士)の資格を有し、当該業種における監理技術者資格者証を有する者を専任配置(当該開札日現在で3ヵ月以上の恒常的雇用関係にある者)。</p>		

その他、3～5に規定する監理技術者資格者証を有する者の変更については、「船橋市建設工事の現場代理人及び監理技術者等の工事の配置に関する基準」による。